

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

〔所管省庁名： 文部科学省〕

〔事務・事業名〕 独立行政法人科学技術振興機構

1. 根拠法令	独立行政法人科学技術振興機構法
2. 実施主体	独立行政法人科学技術振興機構
3. 従事者数	471名
4. 予算額	113,397,716千円
5. 事務・事業の内容	新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図る。
6. 民間開放の状況	<p>中期計画に基づき、事業の効率化、合理化の観点から、民間に委ねられる業務については積極的に民間委託化を図ることとしている。</p> <p>具体的には、事業支援業務(謝金の支払い等)、施設管理、給与計算業務、システム運用管理、データ入力・管理、イベント開催支援等、機構事業全体について、民間に委託できる部分は極力外部委託している。</p> <p>特に文献情報提供事業については、経営改善計画のもと、電子計算機の運用や抄録作成関連業務の大幅な民間委託化や、販売業務の民間代理店の活用などを積極的に実施している。</p> <p>日本科学未来館では、施設管理業務や情報システム管理業務、料金徴収業務など、民間に委託できるものについては、既に実施し、さらに業務の大部分に一般競争入札を来年度から導入する予定など、業務の効率化を図っている。</p>
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	科学技術基本法に基づき、総合科学技術会議の議論をふまえ閣議で決定をする科学技術基本計画において、競争的な研究環境整備のための競争的資金の拡充、産学官連携強化のための情報流通や技術移転の環境整備、地域における科学技術の振興、科学技術に関する学習の振興等を図ることが定められており、科学技術振興機構が廃止された場合には、これらの達成が困難となる。
8. 更なる民間開放についての見解	中期計画に基づき、引き続き、事業の効率化、合理化の観点から民間に委ねられる実務については積極的に民間委託化を図っていく。
9. 個別の質問項目	<p>〔質問〕</p> <p>規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)において記載されている「科学技術振興機構の実施する業務」のそれぞれの項目について、現状における貴省の検討状況を伺いたい。</p> <p>〔回答〕</p> <p>次頁参照</p>

(別紙)

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)において記載されている「科学技術振興機構の実施する業務」の各項目における検討状況

	措置内容	検討状況
科学技術振興機構の実施する業務	<p>科学技術振興機構は、文部科学省が行う科学技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部(新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワーキンググループの運営、課題管理等)を受託している。競争的研究資金の在り方については、特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理化計画等でも求められているところである。</p> <p>したがって、科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、当該研究費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得られるかどうか、あるいは実施済みの研究についてそのような効果が得られたかどうかを検証するための、より公正性・透明性の高い、反証可能性のある厳正な枠組みの構築を図る。</p> <p>今年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲を更に広げていく。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、平成18年度も引き続き追跡評価を実施しているところである。なお、追跡調査の精度をさらに高めるため、事後評価で着目された研究成果の発展状況や、当該分野・関連分野に与えた効果、事後評価のコメントへの対応状況、参画者以外の研究者からの聞き取り等も調査項目として追加するなど、改善を図っている。</p>
	<p>科学技術振興調整費のような基礎的な研究は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、しかもそれを見定めるために長期間を要するという特徴はあるが、それゆえに一層の効率的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助長するため、厳正な審査・評価体制を早急に構築する必要がある。国家資金たる巨額な経費の配分にあたる審査者・評価者については、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識(研究業績等)や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて、厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。</p> <p>いずれにせよ、審査・評価については、事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとする。</p> <p>併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築する。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、平成18年度の審査・評価より、選定の透明性・客観性をより高めるため、委員を選定するに先立ち、委員構成や委員に求められる専門知識、業績等を明文化した「委員選定基準」を作成し、これに基づき審査・評価者の選定を行っているところである。なお、基準については、科学技術・学術審議会科学技術振興調整費部会及び研究評価部会で審議の上策定している。</p>
	<p>科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることを踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行う。</p>	<p>科学技術振興調整費において課題実施者が関わる各業務について、業務量の低減を図るべく種々の改善を行うこととしている。例えば、平成19年度新規公募分より、電子公募システムを活用することとしており、これにより、事務処理の低減を図ることとしている。また、課題の実施に当たっては、委託業務事務処理要領に加えて新たに委託業務マニュアル・Q&Aを作成し配布する等の取組みを行っており、課題実施者の執行事務の効率化を図るよう努力しているところである。</p>

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

(所管省庁名： 文部科学省)

【事務・事業名】 独立行政法人科学技術振興機構

【質問】

科学技術振興機構に係わるすべての研究等助成事業の執行業務について、より公正性・透明性の高い審査・評価基準や方法の確立が必要であり、そのほか、審査者・評価者の選任方法、不正防止の管理監督体制、不合理な研究費の重複・過度の集中防止への取組等、一連の業務について配分機関が第三者に評価される手段を早急に確立するべきである。そのためにも、単独の配分機関が当該業務を行うべきでなく、複数の配分機関の比較ができるように、当該補助金の配分を科学技術振興機構以外の民間にも開放すべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

【回答】

1. 総合科学技術会議の「競争的資金改革(意見)(平成15年4月21日)」で「科学技術基本計画」や「国の研究開発評価に関する大綱的指針」において、研究経歴のある責任者を各配分機関(ファンディング・エージェンシー)に専任で配置し、競争的研究資金制度の一連の業務を一貫して、科学技術の側面から責任を持ち得る実施体制の整備されるように努めるとされている。」と指摘されているように、配分機関が審査や評価を自ら実施することが政府の方針となっている。さらに、第3期の科学技術基本計画においても「競争的資金の配分機能を独立した配分機関へ移行させることを基本とし(中略)配分機関においては、プログラムオフィサー(PO)・プログラムディレクター(PD)のみならず、その活動を支援するための調査分析機能や審査・交付・管理等に係る実務機能の充実・強化が不可欠であり(後略)」と、配分機関の機能が明確に規定されている。

一方、米国を始めとする諸外国の配分機関(例えば、NSF、NIH、DARPA等)でも、既に研究経歴のある外部専門家、及び研究経歴のあるPO(各制度の個々のプログラムや研究課題の選定、評価、フォローアップ等の実務を行う研究経歴のある責任者)やPD(競争的研究資金制度と運用について統括する研究経歴のある高い地位の責任者)を擁し、プログラムの計画から最後の評価の段階までを一貫してマネジメントする体制が徹底されている。機構においても、総合科学技術会議の政策に対応するために、PO・PDを擁した体制の整備、強化を進めているところである。

2. 機構が推進する配分機関としての一連の業務は、独立行政法人評価委員会や総合科学技術会議といった第三者機関により評価される他、機構として業務遂行上の公正性・透明性を確保すべく努めており、例えばPOの選定や研究領域評価は外部有識者にて構成される「科学技術振興審議会」(メンバーは公開)により実施されている。PO等の選考に当たっては、研究の実績と経験があつて、研究分野に対する見識と洞察力を持ち、研究者からの人望の厚い研究者を選考している。

その他、NSF元長官等の海外有識者を委員とする「国際評価委員会」により、戦略的創造事業全体の評価に当たらせる等、グローバルな視点による第三者による評価にも積極的に取り組んでいるところである。

3. 各課題の評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って外部の専門家である領域アドバイザー等の協力を得つつ、PO又は科学技術振興審議会により事前評価、中間評価、事後評価を行っており、評価結果、評価手順、評価基準、評価者等についてはHPに公表する等、公正性・透明性の確保に留意している。また、研究終了後5年を目途に追跡調査を実施してきたが、上記の「大綱的指針」の改正を踏まえ、これを追跡「評価」として充実させることとしたところである。

4. 不合理な研究費の重複・過度の集中防止に関しては、内閣府の方針に沿って、内部規定の整備などの制度改革を行ってきたほか、内閣府の整備する政府研究開発データベースへの情報提供、他の競争的資金制度との情報交換、研究開発管理業務に係る府省共通システム構築へ向けた検討など積極的な取組に努めて来たところである。さらに、限られた資源の有効活用、不正経理の防止に向けた取組を強化するため、研究実施課題に対する新たな監督体制の整備を平成18年度から着手し、平成19年度以降さらなる体制強化を図るべく、現在予算要求中である。

5. 科学技術振興機構では、総合科学技術会議の競争的資金制度改革に沿って、PD・POの体制整備・強化、電子公募システムの導入、評価の公平性・透明性の確保など、独立した配分機関として不断の事業改革に取り組んできており、上記の国の方針に従い、科学技術振興機構にて研究助成事業の実施に当たることが適切であると考えている。

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 文部科学省)

【事務・事業名】 独立行政法人科学技術振興機構

【質問】

科学技術振興機構が実施する文献情報提供業務については、受益者負担の下で運営されている。このような事業性のある業務に関しては独立行政法人において行われる必要性は低く、市場化テストを含む民間開放がなされるべきと考えるが、現状における貴省の見解を伺いたい。

【回答】

1. 第3期科学技術基本計画において、「研究情報基盤は、研究活動に不可欠ないわばライフラインとしての性格を有して」いること、「研究機関において不可欠な論文誌などの研究情報の体系的収集・保存・効果的発信により、研究情報基盤の効果的かつ効率的な運用を進める」ことが明記されており、科学技術創造立国を目指す我が国における科学技術振興のための研究情報基盤の整備を実施する本事業は、科学技術施策上必要不可欠なものである。

2. 本事業は、研究開発に係る知的インフラとの位置づけに鑑み、研究者に頻繁に利用される特定の分野に限らずあらゆる分野の科学技術情報を蓄積すべきものであり、利益追求ではなく網羅性を確保することが要求される。民間企業により当該事業が実施されると、景気の動向等により収益性の高い分野に偏重し、結果的に分野網羅性が損なわれる可能性が考えられる。その場合、我が国の研究情報基盤の維持に影響を与えることとなり、国益に沿わないと拝察する。

3. これまで国の出資金を財源として事業を運営してきたため繰越欠損金が存在するが、平成20年度以降は出資金に拠らず自己収入により運営、平成21年度に単年度黒字化を達成し、繰越欠損金の解消に努めていくという長期プランの下事業を運営している。民間開放した場合、文献DBに係るロイヤリティ収入のみとなり国へのフェアリターンは困難、あるいは、繰越欠損金解消に資するような高額なロイヤリティを企業に求めざるを得ない点で現実的ではないと思われる。ちなみ本事業は、規制等により科学技術振興機構が独占してきた訳ではなく、民間企業等も参入可能であったにもかかわらず、これまで民間企業が科学技術全分野を網羅した文献情報データベースを提供した実績はない。

4. ユーザーを対象としたアンケートやヒアリングでは、情報の客観性の確保、あるいは検索ログから自社開発動向が漏洩する危険性等の観点から、機構のような特定の利益によらな

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。